

ヨリ
タリ
ヨリ
略
略
略

十六 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

- イ [略]
- ロ アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご
- ハチ [略]

2

〔十七・十八 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

省
令

○厚生労働省令第百十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
<p>第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。</p>		<p>（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）</p> <p>第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、<u>六年間</u>とする。</p>

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の四の規定は、平成三十年十月一日から同月三十一日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。

○厚生労働省令第百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信